

我が国における適応に関する主な取組

(1) 分野横断的・総合的な取組

環境省が平成 20 年度に公表した「気候変動への賢い適応」では、我が国と途上国における気候変動の影響・適応に関する最新の科学的知見を明らかにし、賢い適応（効果的・効率的な適応）のあり方、影響・適応に関する今後の研究の方向性や課題を提示している。また、平成 22 年度に公表された「気候変動適応の方向性」では、国及び地方公共団体の適応策関係部局を主な対象として、適応策の方向性や適応策の検討・計画・実施に係る分野共通的な基本事項を示したほか、適応及びその必要性に対する意識向上を図っている。

(2) 食料分野の取組

農林水産省では、平成 19 年度に公表した「地球温暖化対策総合戦略」及び平成 20 年度に公表した「地球温暖化対策研究戦略」により、農林水産分野における適応の今後の施策や研究の方向性を提示している。また、都道府県報告や最新の研究開発成果等を基に、主要品目別に当面の適応策、今後の対応方針をまとめた「品目別地球温暖化適応策レポート」や、平成 22 年夏の高温を踏まえ、高温被害の状況や高温適応技術の効果を作物別に分析し、とりまとめた「平成 22 年度高温適応技術レポート」などがある。さらに、地球温暖化適応技術の現地実証、地球温暖化適応策関係研究（地球温暖化の予測、品種の開発、適応技術の開発）、地球温暖化関連情報の発信（「農業温暖化ネット」「地球温暖化と農林水産業」などの情報提供サイトの整備）などにも取り組んでいる。

(3) 水環境・水資源分野の取組

国土交通省では、平成 20 年度に「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」について（中間とりまとめ）、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」及び「総合水資源管理について（中間とりまとめ）」を公表している。これらにおいて、気候変動等によるリスクに対し、総合的な水資源マネジメントを推進していく必要性やその考え方について提言している。また、平成 23 年度には「平成 23 年度版日本の水資源について－気候変動に適応するための取組み－」において、気候変動による水資源への影響と適応の考え方に言及している。同じく国土交通省が平成 21 年度に公表した「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会報告書 新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて」においては、再生水利用の社会的意義・効果の一つに、地球温暖化問題への適応策としての効果を挙げている。さらに、平成 25 年度から国土審議会水資源開発分科会調査企画部会において、気候変動によるリスクへの適応を含めた今後の水資源政策のあり方について審議を進めている。

(4) 自然生態系分野の取組

平成 24 年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、地球温暖化など地球環境の変化による影響を生物多様性に迫る危機の一つとしてとりあげ、生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進に言及している。また、農林水産省では、平成 19 年度に公表した「地球温暖化対策総合戦略」及び平成 20 年度に公表した「地球温暖化対策研究戦略」の中で、農業生産・森林・林業、水産資源・漁業・漁港等における適応について言及している。これらの適応は、

その生産基盤となる自然環境にも関係するものである。

(5) 自然災害・沿岸域分野の取組

国土交通省では、平成 20 年度に公表した「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」において、気候変動に適応した治水施策のあり方に関する基本的認識、適応策の基本的方向や目標に加え、「施設による適応策」、「地域づくりと一体となった適応策」、「危機管理対応を中心とした適応策」、「渇水リスクの回避に向けた適応策」、「河川環境の変化への適応策」の 5 つの適応策と、「気候変化による影響のモニタリングの強化」が示され、これら適応策等の推進に取り組んでいるところである。また、同年度に「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方（答申）」を公表し、気候変動等に伴う沿岸域における海象条件の変化や災害リスクの増大等に対する港湾政策および港湾域における高潮対策等の海岸対策の基本方向及び具体的な施策を取りまとめている。平成 22 年度には「洪水に関する気候変化の適応策検討ガイドライン」を、平成 23 年度には「海岸保全施設の更新等にあわせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」をそれぞれ公表している。さらに、国土技術政策総合研究所では、気候変動適応研究本部を設置し、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて実施の「気候変動下での大規模水害に対する施設群の選定・選択を支援する基盤技術の開発」の成果を中心的題材とし、同研究所のそれ以外の研究成果と合わせ、平成 25 年度に「気候変動適応策に関する研究（中間報告）」を公表している。また、平成 25 年度より社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会において、最近の多様な被害形態を有する災害や、地球温暖化に関する新たな知見等を踏まえ、都市や地域の目指す将来の方向とも有機的に連携しつつ、今後さらに取り組むべき適応策のあり方についての議論を開始したところである。

農林水産省では、平成 19 年度に公表した「地球温暖化対策総合戦略」の中で、森林分野における気候変動への適応策として、大規模な山地災害にも対応できる総合的な治山対策を推進することとしている。

このほか、日本学術会議では、水災害への適応に係る基本的な考え方などを示した報告書として、平成 20 年度に「地球環境の変化に伴う水災害への適応」を、また平成 23 年度には「気候変動下における水・土砂災害適応策の進化に向けて」をとりまとめている。また、国土交通省国土技術政策総合研究所では、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて実施の「気候変動下での大規模水害に対する施設群の選定・選択を支援する基盤技術の開発」の成果を中心的題材とし、同研究所のそれ以外の研究成果と合わせ、平成 25 年度に「気候変動適応策に関する研究（中間報告）」を公表している。

(6) 健康分野の取組

熱中症対策としては、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省により熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討及び情報交換を目的に熱中症関係省庁連絡会議が設置されており、各省庁が分担・連携して、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策を実施している。このうち、環境省では、熱中症に関するマニュアル等の作成・配布を行っているほか、地域の特性に応じた、より効果的な熱中症対策の推進のため、平成 24 年度から主に地方自治体の担当職員等を対象とした熱中症に関する基礎知識や対策等に係る講習会を開催している。また、「熱中症予防情報サイト」において暑さ指数（WBGT：湿球

黒球温度)の予測値・実況値等の情報を提供している。さらに、平成25年度からは、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月を熱中症関係省庁連絡会議において「熱中症予防強化月間」と設定した。

(7) 国民生活・都市生活分野の取組（都市部における暑熱対策）

都市部においてはヒートアイランド現象が加わり、上昇した気温や高温化した地表面や建物などから人が受ける暑熱ストレスが大きい。そのため、政府においては、平成25年度に「ヒートアイランド対策大綱」が改訂され、都市部における人の暑熱ストレスを軽減する取組の推進が追加された。このような点を踏まえ、環境省では、暑熱環境を改善するとともに、地域の住民や自治体等が連携したまちづくりを支援するモデル事業を高槻市や枚方市で実施している。また、国土交通省では、緑化を推進するとともに、平成25年12月に「ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン」を策定し地方公共団体による取組を支援しているほか、現在、ヒートアイランド対策を定量的に評価できるツールを構築しており、所有するデータ類とともにホームページにて公表する予定である。さらに、気象庁では、ヒートアイランド対策の推進や科学的知見の普及に寄与することを目的に、都市気候モデルを用いた都市気候の調査の結果を「ヒートアイランド監視報告」として公表している。

(8) 地方公共団体等における取組

適応の取組としては、地方自治体における環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の中で、適応に関する方針・取組の方向性等を示している例もみられる。例えば、東京都では、平成20年度に公表した東京都環境基本計画において、施策の方向として適応策の強化を挙げ、他の施策との連携による総合的な気候変動対策の推進やヒートアイランド対策、大気汚染対策、緑と水にあふれた都市づくり等に言及している。また、埼玉県では、埼玉県地球温暖化対策推進条例において、地球温暖化対策として緩和の取組とともに適応の取組を規定している。